

質 疑 回 答

平成30年11月2日

公立新小浜病院保険調剤薬局開設事業者公募型プロポーザルに関する質疑回答は以下のとおりです。

No.	質 問 内 容	回 答
1	公法上の規制の中で『都市計画区域内』とあるが境界線から建築物はどれくらいの幅をあければよいのか。	都市計画法や他の関係法令によります。
2	公告より、3. 公募条件(1)貸付地の条件④に、「貸付に伴う権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れし、若しくは担保に供してはならない。また、営業の名義貸しをしてはならない。」との記載がありますが、優先交渉権者に決定した後、または事業用定期借地権契約を締結した後（保険調剤薬局を開局した後を含む）において、企業または当該薬局店舗の売却、もしくは無参加資格者との提携による出店は認められないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	同上の公告3. 公募条件(1)貸付地の条件④について、薬局建物については、優先交渉権者が自己の名義で建築し、所有する建物に限ると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	公告より、3. 公募条件(4)薬局の運営条件①エに、処方箋発行枚数の記載がありますが、病院様移転後（2020年3月）の院外処方箋枚数はどのように予測されていますでしょうか。	新病院開院後の外来患者数は現在よりも若干の微増を見込んでいます。併せて処方箋枚数も微増するものと予測しています。
5	『新病院受診者以外の調剤希望者も利用できる保険調剤薬局とすること』となっているが、薬局の出入口を病院側と国道側の2か所に設置してよいのか。	ご理解のとおりです。
6	新病院受診者以外の調剤希望者も新小浜病院の駐車場を利用可能ということで問題ないか。	保険医療機関と保険調剤薬局の関係性において適切な運用ではないと考えます。別途駐車場の確保が必要です。
7	公告より、別図に貸付対象地の記載がありますが、貸付地に隣接しているスロープと思われる外構設備について、優先交渉権者に決定した後、管理者様と勾配や構造等を協議することは可能でしょうか。	要項4. (3)に記載があるとおり、協議が可能です。
8	プロポーザル選定基準の[3. 優先交渉権者の決定方法]の[ア]の記載について、プロポーザル実施要項に定める各要件の全てに対応が可能かことは、プロポーザル提案書作成要領の内容覧の記載事項に全て対応が可能かことと理解してよいのか。	ご理解のとおりです。
9	提案書作成要領より、5.に「正本（1部）については、押印してください。」との記載がありますが、押印箇所のご指定はありますでしょうか。	様式4「プロポーザル応募申込書」の申込者の欄に押印して下さい。袋綴じや割印は不要です。